

令和6年度答申第4号
令和6年4月19日

諮問番号 令和5年度諮問第89号（令和6年3月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号に規定する被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記の被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、この法律において「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った

者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。

また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の1号には、広島市の対象区域が掲げられている。

- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和12年a月b日生まれで、原爆投下の当時、8歳であった。

審査請求人は、令和3年7月8日、処分庁に対し、昭和20年8月12日に、母のB（以下「母B」という。）とともに、C（以下「義兄C」という。）と婚姻をしてD地に住んでいた姉のE（以下「姉E」という。）の安否を確認するため、広島市内に入り、被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

なお、審査請求人は、処分庁による面接調査では、広島市内に入ったのは昭和20年8月12日から19日までの間であり、日帰りしたと申述している。

（被爆者健康手帳交付申請書、被爆申述書、申請者（面接）審査表）

- (2) 処分庁は、令和4年3月15日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入ったことの確認ができないとして、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「被爆者健康手帳交付申請の却下について」と題する通知）

- (3) 審査請求人は、令和4年6月14日、処分庁を経由して、審査庁に対し、

本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和6年3月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書(修正後のもの))

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入ったことの確認ができないとして、本件却下処分をしたが、その理由として、①審査請求人が広島市内に入った日をはっきり覚えていないこと、②審査請求人が広島市内の様子を覚えていないこと及び③母Bその他の親族の被爆者健康手帳交付申請関係書類などからも審査請求人が広島市内に入った事実を確認することができないことを挙げている。
- (2) しかし、上記(1)の①から③までの理由には、以下のとおり、合理的根拠がない。

ア 上記(1)の①の理由について

審査請求人は、原爆投下の当時、8歳であったから、日常生活を送る上で生じた出来事については、特別の事情がない限り、それが生じた日を意図的に認知しようとしたり、記憶にとどめようとしたりする精神活動はされないのが通常である。したがって、広島市内に入った日について現時点において審査請求人に明確な記憶がないとしても、何ら不自然、不合理ではない。

イ 上記(1)の②の理由について

審査請求人は、「(広島) 駅の中にコンクリートが集めてあった」、「今考えたら駅の天井が落ちていたのだと思う」、「F線を通って行くのに川があって地面に人が死んでいて気もち悪かった」、「G(宅)に行く途中線路を堺に家がやけてなかった」などと、広島市内の様子を具体的に申述している。

ウ 上記(1)の③の理由について

- (ア) 当時、被爆者に対する偏見や差別をおそれて、親が自分の子(特に、女性)の被爆の事実を隠そうとしていたことは、周知の事実である。また、母Bは、審査請求人が広島市内に入った事実を明らかにしなくても、自らが広島市内に入った事実は十分に証明することができるこ

とから、審査請求人が広島市内に入った事実を伏せたものと考えられる。さらに、母Bの義弟であるH（以下「義弟H」という。）が被爆者健康手帳の交付申請をしたのは、令和2年であるから、審査請求人が母Bに同行したか否かについて、義弟Hに明確な記憶があるとは考え難い。

したがって、母B及び義弟Hの被爆者健康手帳交付申請関係書類に審査請求人が母Bに同行したことを裏付ける資料がないとしても、そのことをもって、審査請求人が母Bに同行しなかったということとはできない。

- (イ) 母Bの被爆者健康手帳交付申請書には、母Bは、昭和20年8月9日に広島市内に入り、数日間、姉Eの家に滞在したと記載されている。しかし、当時、親族等の安否を確認するために広島市内に入った者は、その安否を確認した後、食料等の生活物資を調達するため、一旦、郊外の自宅等に戻り、間を置かずに、食料等の生活物資を持参して再び広島市内に入るという行動をしていたのが通常である。そして、被災地には、そもそも食料等の生活物資がなかったから、郊外から広島市内に入った者がそのまま数日間も滞在を続けたということは、極めて考えにくい。そうすると、母Bは、昭和20年8月9日に広島市内に入った後、一旦、自宅に戻り、再び広島市内に入ったと考えることも十分に可能であるから、母Bの被爆者健康手帳交付申請書の上記記載は、母Bが同日に広島市内に入ったときの状況を記載したものと解すべきである。

したがって、母Bの被爆者健康手帳交付申請関係書類に審査請求人が同行したとの記載がないことをもって、審査請求人が広島市内に入った事実がないということとはできない。

- (3) 以上のとおり、上記(1)の①から③までの理由には、合理的根拠がないこと、広島市内の様子についての審査請求人の申述は、具体的で、客観的事実に反しているとはいえず、信憑性が高いことから、審査請求人は広島市内に入ったと認めるべきである。

したがって、本件却下処分は、被爆者援護法1条2号及び2条3項に違反した違法な処分であるから、その取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2

号の要件に該当することは確認することができず、本件却下処分は被爆者援護法2条3項に違反するものではないから、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件の論点は、審査請求人が、被爆者援護法施行令1条2項に規定する期間内（広島市については、昭和20年8月20日まで）に同条3項に規定する別表第2の1号に掲げる広島市内に入った者として、被爆者援護法1条2号の被爆者に該当するか否かである。

(2) この点について、審査請求人は、母Bとともに、昭和20年8月12日に（又は同日から19日までの間に日帰り）広島市内に入ったと主張する。

しかし、審査請求人が主張する入市の日、入市の経路及び入市の同行者は、母Bや義弟Hの申述内容と大きく異なっている。また、母Bや義弟Hの申述内容に加え、その他の親族（義兄C、審査請求人の兄のI）の申述内容、審査請求人の同級生からの聞き取り内容を考慮しても、審査請求人が、母Bとともに、昭和20年8月20日までに広島市内に入った事実を確認することができない。

そして、そのほかに、審査請求人から被爆の事実を証明する資料が提出されていないから、審査請求人が昭和20年8月20日までに広島市内に入った事実を確認することができない。

(3) したがって、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和4年6月22日
審理員の指名	: 同年7月22日 (本件審査請求の受付から1か月)
弁明書の受付	: 同年8月22日
弁明書の副本の送付	: 同年10月11日 (弁明書の受付から約1か月半)
反論書の受付	: 同年11月14日

審理員意見書の提出 : 令和5年6月28日
(反論書の受付から約7か月半)

本件諮問 : 令和6年3月27日
(審理員意見書の提出から約9か月、本件審査
請求の受付から約1年9か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに1か月、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに約1か月半、③反論書の受付から審理員意見書の提出までに約7か月半、④審理員意見書の提出から諮問までに約9か月を要したため、審査請求の受付から諮問までに約1年9か月もの長期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求の受付から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件申請において、昭和20年8月12日に（又は同日から同月19日までの間に日帰り）、母Bとともに、姉Eの安否を確認するため、広島市内に入り、被爆したと申述している（上記第1の2の(1)）。

(2) そこで、審査請求人が母Bとともに広島市内に入った事実が認められるか否かについて検討する。

ア まず、母Bの被爆者健康手帳交付申請書によれば、母Bは、被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められるところ、上記交付申請書には、母Bは、姉Eの安否を確認するため、義弟Hとともに、昭和20年8月9日に広島市に入り、負傷した姉Eの看護や家の片付けなどをして、5日間くらい姉Eの家に滞在したと記載されているが、その際に審査請求人も一緒であったとは記載されていない。

そして、上記交付申請書以外の母Bの被爆者健康手帳交付申請関係書類をみても、審査請求人が母Bとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。むしろ、上記関係書類によれば、母Bは、当時、審査の担当者から「小さい子供さんを置いて五日間も出られて、誰か見てくれる人があったのですか。」と質問され、「近くに

本家があります J（先年死亡）に子供の面倒を見て貰いました」と回答しているのもあって、この回答内容は、母Bの被爆者健康手帳交付申請書の上記記載内容と整合する。

これに対し、審査請求人は、①母Bは、被爆者に対する偏見や差別をおそれたこと、審査請求人が広島市に入った事実を明らかにしなくても、自らが広島市に入った事実は十分に証明することができることから、審査請求人を同行したことを伏せたものと考えられると主張する（上記第1の3の(2)のウの(ア)）ほか、②被災地には、食料等の生活物資がなかったから、母Bは、昭和20年8月9日に広島市内に入った後、一旦、自宅に戻り、再び広島市内に入ったと考えることも十分に可能であり、母Bの被爆者健康手帳交付申請書における上記記載は、母Bが同日に広島市内に入ったときの状況を記載したものと解すべきであり、したがって、その際に審査請求人が同行したとの記載がないことをもって、審査請求人が広島市内に入った事実がないということとはできないとも主張する（上記第1の3の(2)のウの(イ)）。しかし、これらの主張は、審査請求人の推論に基づくものにすぎないし、上記②の主張は、母Bの被爆者健康手帳交付申請書の上記記載内容と整合しない。したがって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

イ 次に、義弟Hの被爆者健康手帳交付申請書によれば、義弟Hも、被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められるところ、上記交付申請書には、義弟Hは、「姪（姉E）の安否を気づかって、Eの母で私の義姉であるBと一緒に（昭和20年）8月9日」に広島市内に入ったと記載されているが、その際に審査請求人も一緒であったとは記載されていない。

そして、上記交付申請書以外の義弟Hの被爆者健康手帳交付申請関係書類をみても、審査請求人が母Bとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。

これに対し、審査請求人は、義弟Hが被爆者健康手帳の交付申請をしたのは令和2年であるから、審査請求人が母Bに同行したか否かについて明確な記憶があるとは考え難いと主張する（上記第1の3の(2)のウの(ア)）。しかし、義弟Hが上記交付申請をしたのは、昭和54年4月である（被爆者健康手帳交付申請書）から、審査請求人の上記主張は、その前提事実を誤ったものであり、採用することができない。

- ウ また、一件記録によれば、義兄Cのほかにも、審査請求人の兄のIとKも、被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められるが、同人らの被爆者健康手帳交付申請関係書類をみても、審査請求人が母Bとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。
- エ さらに、処分庁がした審査請求人の同級生からの聞き取り調査の結果（関係者聞き取り調査表）によれば、二人の同級生が、審査請求人から、母Bとともに姉Eの安否を確認するために広島市内に入ったと聞いたことがあると申述していることが認められるが、その申述内容は、入市の日などの詳細が不明であって、具体性に乏しい。
- オ なお、審査請求人は、当時、8歳であったから、広島市内に入った日について現時点において明確な記憶がないとしても、何ら不自然、不合理ではないし、広島市内の様子についての審査請求人の申述は具体的で、客観的事実に反しているとはいえず、信憑性が高いから、審査請求人は広島市内に入ったと認めるべきであるとも主張する（上記第1の3の(2)及び(3)）。しかし、広島市内の様子についての審査請求人の申述が具体的で、客観的事実に反しているとはいえないということだけで、審査請求人が昭和20年8月20日までに広島市内に入ったと認めることはできないから、審査請求人の上記主張も、採用することができない。
- (3) 上記(2)で検討したところによれば、審査請求人が母Bとともに広島市内に入った事実は認めることができない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条2号に規定する被爆者に該当しないから、本件却下処分が被爆者援護法2条3項に違反するとの審査請求人の主張は採用することができず、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美